

りである。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 合併により設立する土地改良区
錦町土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
錦町土地改良区
木上溝土地改良区
四ノ井手土地改良区
上井新田土地改良区

熊本県公告第253号

大津町長大村直純から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項で準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年4月10日から平成15年5月9日まで
- 2 縦覧場所
大津町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
おおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画書

熊本県公告第254号

大津町長大村直純から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項で準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年4月10日から平成15年5月9日まで
- 2 縦覧場所
大津町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
おおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第255号

菊陽町長富永清次から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項で準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年4月10日から平成15年5月9日まで
- 2 縦覧場所
菊陽町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
おおきく地区土地改良事業（農業用道路）計画書

熊本県公告第256号

菊陽町長富永清次から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成15年3月31日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項で準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年4月10日から平成15年5月9日まで
- 2 縦覧場所
菊陽町役場